

検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第20号)が令和2年3月3日に公布され、令和2年7月1日から施行することとされました。この中で、特定化学物質障害予防規則(特化則)の一部が改正され、その中で「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であることが示されました。

弊社といたしましては、従来、スチレンによる暴露状況の検査内容としてマンデル酸を受託しておりますが、この受託内容を改正内容に適合するものに変更させていただきますので、その変更内容について、ご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、弊社事情をご賢察のうえご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

変更期日

2020年7月1日(水)受託分より変更

変更項目および変更内容

項目コード	検査項目	変更内容	新	現	備考	総合検査案内掲載ページ
5444	マンデル酸	項目名称	マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸総量 (MA及びPGA総量)	マンデル酸(MA)	※1、2	17

※1 結果値は、マンデル酸(MA)とフェニルグリオキシル酸(PGA)の合算値となります。

※2 2014年11月より有機溶剤中毒予防規則(有機則)から特別化学物質障害予防規則(特化則)の対象物質に位置付けられたことにより、分布区分の報告義務はなくなりました。この為、今回より分布区分は報告いたしません。

【特別有機溶剤(スチレン)の特殊健診項目の見直し(特化則の改正)改正内容:抜粋】

有機溶剤		改正後	改正前
スチレン	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161